

KOBE まちなかパフォーマンス

「公認会場」募集要項

神戸市では、神戸でのアーティストの新たな活動機会や、市民の皆さまが気軽に様々な文化芸術やエンターテインメントに触れる機会を創出するとともに、まちのにぎわいづくりや神戸のまちの魅力向上を目的に、「KOBE まちなかパフォーマンス」を新たに開始します。

この募集要項では、パフォーマンスの会場となる民間の屋外空間等を募集について記載しています。

1. 「KOBE まちなかパフォーマンス」について

神戸市が実施する審査に合格したアーティスト（登録アーティスト）が、神戸市が指定した会場（公認会場）のうち、いずれかを選んで予約し、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができる制度です。

※一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※会場によって大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンス内容にルールがあります。

2. 公認会場について

（1）概要

本制度において、登録アーティストが音楽演奏やパフォーマンスが開催可能な会場を公認会場といいます。公認会場は神戸市と会場管理者とで、下記の原則の条件を踏まえ、利用条件等について個別に協議を行い、会場にふさわしいと判断した場合、市が指定します。

※登録料等は発生しません。

（2）指定後、パフォーマンスまでの流れ

①事務局から公認会場の管理者に半年先までのご提供頂ける日時（順次翌月更新）をお伺いします。

②事務局から登録アーティストに公認会場の空き状況を開示し、利用したい日時を伺います。

③利用希望があった場合は、事務局から公認会場にその旨をお知らせし、利用が可能か再度確認します。

④可能な場合は事務局からその旨、登録アーティストへ通知します。

⑤登録アーティストは予約した日時にパフォーマンスを行います。

※登録アーティストによるパフォーマンスの機会を保証するものではありません。（登録アーティストからの利用予約がない場合、パフォーマンスは開催されません。）

※利用希望の連絡期限は会場との調整により決定します。

※事務局とは、神戸市または本制度の委託事業者のことをいいます。

3. 条件について

(1) 原則の条件

- ①無償でご提供頂けること
 - ②神戸市内の公開空地、公園、商店街などの屋外のほか、屋内であってもイベントスペース等の日常的に自由に出入りができる開かれた空間であること
 - ③事業趣旨及び内容、事務手順等に同意できること
- <調整事項>
- ・登録アーティストによる投げ銭または販売行為が可能であること
 - ・司会進行、警備誘導などのスタッフ及び現場管理にあたる人員等が不要であること
- ※個別協議により、具体的な条件を決定します。

(2) 応募できる方

会場の所有者または管理者

(3) 応募方法

- ①ホームページから応募用紙をダウンロード
URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/machinaka_performance.html
 - ②必要事項を入力し、その他、応募する会場の仕様などが分かる資料、写真などがあれば合わせて、下記の提出先アドレスへ送信
【提出先】machi_performance@office.city.kobe.lg.jp
【メール件名】KOBE まちなかパフォーマンス会場応募
【受付】随時受付します
- ※受付は、Eメールのみで受け付けます。郵送、持参は受付対象外です。

(4) 受付後

- ・ご応募頂いた後、別途、市と会場管理者とで会場の詳細な利用条件等の協議や調査のご連絡をいたします。

4. 問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局文化交流課

Mail : machi_performance@office.city.kobe.lg.jp